



鯖江市

# 農業委員会だより

発行 鯖江市農業委員会

〒916-8666  
鯖江市西山町13番1号

電話 0778-53-2234  
FAX 0778-51-8153  
E-mail: SC-Noseisaku@city.sabae.lg.jp  
<https://www.city.sabae.fukui.jp>

## 道の駅西山公園で「野菜の日」イベントが開催!



鯖江産吉川ナスを使ったゼリーやミディトマト等の試食の様子

### もくじ

- 農地の適正管理について ..... 2
- 農地中間管理事業をご活用ください ..... 3
- 農業者年金の紹介 ..... 4
- 担い手経営体での新規就農を支援します ..... 5
- 冬眠前のクマに注意してください ..... 6
- 収入保険について ..... 7
- 農林業センサスのご協力について
- 農地よろず相談会のお知らせ
- 農政カレンダー ..... 8



### 8月31日は831で「野菜の日」

「野菜ソムリエコミュニティ福井」と市農林政策課のコラボイベント「野菜の日」が、8月31日に道の駅西山公園で開催されました。

野菜ソムリエ考案、鯖江市の伝統野菜である「吉川ナス」と鯖江産ブルーベリーを使った「吉川ナスのコンポートゼリー」をはじめ、鯖江産ミディトマトや菜花米の試食を行いました。ナスでデザートという意外性もあって、大人から子どもまで大人気でした。

また、道の駅の飲食コーナーも名物の「吉川ナスバーガー」を食べる人たちが大賑わい。季節の味覚を楽しめる一日となりました。

## 農地を適正に管理しましょう

農地を所有する人、農地を借りて耕作する人は、適正に管理する義務があります。

農地や農地周辺の草刈りなど適正な農地管理がされていない場合、周辺地域の防犯の妨げや病害虫の発生につながる恐れがあり、付近の人に迷惑がかかります。

### 農地パトロール(農地利用状況調査)を実施しています。

鯖江市農業委員会では、農地転用許可案件の再確認や、遊休農地の発生防止を目的に、農地利用状況調査を実施し、農地が適正に利用されているか確認しています。

農業委員会は、調査結果をもとに所有者等に通知し、適正に管理するよう指導します。(農地法第30条第3項)



### 畑地転換については届出が必要です。

農用地の畑地転換(盛土)等の形質変更については、着手前に農業委員会への届出が必要です。

### 農地を宅地や駐車場へ転用するには許可が必要です。

農地を農地以外に転用して利用する場合は、農地法の規定により許可が必要です。許可を得るためには、所定の申請手続きが必要になります。

また申請から許可を得るまでには一定の期間が必要になりますので、着工までの日数を考えて早めに手続きしましょう。

申請地(あわせて事業を行おうとする非農地を含む)内にいわゆる赤道、青道等官地(公有地)が含まれている場合は、事前に払い下げ等の手続きが必要です。ご注意ください。

### 農地を相続した場合は届出が必要です。

相続等によって農地を取得した人は、農地のある市町の農業委員会に届け出なければなりません。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処されます。

耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。

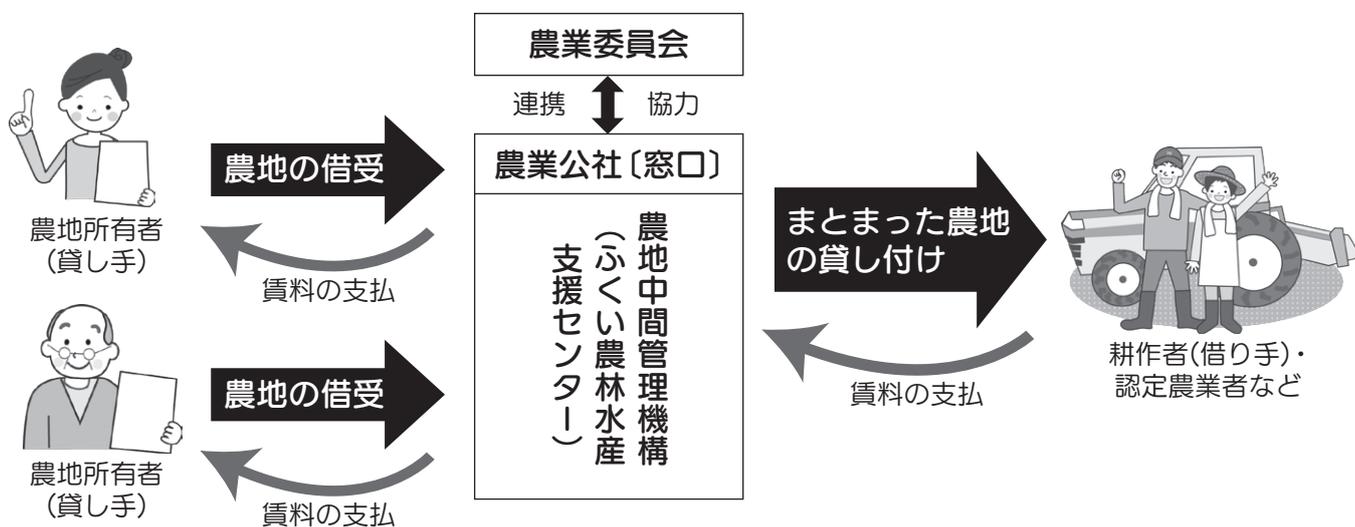
# 農地中間管理事業をご活用ください

## 農地中間管理事業とは？

- 地域で話し合った農地の活用や将来の方針をもとに、担い手へ農地を集積集約することで、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構が農地の借り受け、貸し付けを行う制度です。

## 事業の仕組み

- 公益財団法人農業公社グリーンさばえが、福井県の農地中間管理機構の窓口となり、農地の貸借手続きをおこないます。



## 貸し手のメリット

- 契約期間が終了した後は、農地は確実にお手元に戻ります。
- 所有する全ての農地を中間管理機構をととして担い手に貸付を行えば、該当農地の固定資産税が減額される制度があります。
- 機構への貸し付けは、農業者年金制度の経営承継に該当します。

## 借り手のメリット

- 分散した農地を集約して借りられ、効率的な営農が行えます。
- 貸し手が複数いるときも、契約や支払を機構が取りまとめて行います。
- 長期間、安心して耕作ができます。
- 農業機械・施設整備を支援する「経営体育成支援事業」や簡易な土地改良ができる「農地耕作条件改善事業」を受けることができます。

◇地域の農業を守り、健全な状態で農地を次世代に引き継ぐために、地域が一体となって農地の集積・集約化を進めましょう。

# 農業者年金のご紹介

## あなたの老後は、大丈夫？

あなたの老後の備えは十分でしょうか？  
年金は家族一人ひとりが  
準備することが大切です！

農業者年金は、  
農業者の老後をサポートします。  
農業経営者だけでなく、夫婦や親子で  
そろって加入することをおすすめします！！

○3つの要件を満たす方であれば、どなた  
でも加入できます。

- ・年間60日以上農業に従事
- ・国民年金第1号被保険者  
(国民年金保険料納付免除者を除く)
- ・60歳未満

○特徴は？

- ①積立方式(確定拠出型)で少子高齢化に  
強い年金です。
- ②終身年金で80歳までの保証月です。
- ③支払った保険料は税務申告の際、全額  
が社会保険料控除の対象になります。
- ④保険料は月2万円から6万7千円の範  
囲内で、千円単位で選べ、いつでも見  
直しできます。
- ⑤認定農業者など一定の要件を満たす方  
には、保険料の国庫補助があります。

## 受給者のみなさまへ

- 住所、振込口座の変更届はすみやかに！  
住所の変更や年金の振込口座を変更す  
る場合には、最寄のJAまたは農業委員  
会に相談してください。

## 農業者年金から伝えたいこと

- ・老後に欠かせないものは、「健康」と  
「友達」「生きがい」「お金」です。
- ・自分の死後、残された家族にお金を残す  
ことも大切ですが、老いて自分に役に立  
つ年金を持ちましょう。
- ・自分の老後は、自分で計画を立てて考え  
ないと、誰も面倒を見てくれません。
- ・掛けた保険料を取り戻すことが年金の目  
的ではありません。老いたときに、安定  
収入の道を確認しておくことが年金の目  
的 です。
- ・現金や貯金は使えば使った分だけ減り続  
けます。しかし、年金は使っても必ず後  
から再び振り込まれてくるものです。



## ご家族のみなさまへ

- 将来、受給者の方が亡くなられた場合  
は、14日以内に死亡届をJAへ提出し  
てください。年金は、死亡した月まで受  
給できます。

# 担い手経営体での新規就農を支援します

事業名：新規就農促進システム支援事業（経営継承部門）

→既存の担い手経営体（認定農業者、集落営農組織）で経営継承を目的に新規就農する場合、営農にかかる費用の助成を行います。

要件	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営継承を目的に新規農業従事者となること</li> <li>・ 市内在住の20-65歳の人 就農者の想定↓ (定年帰農者：定年または途中退職後に就農) (新規継承者：非正規従事者または無職の者)</li> <li>・ 対象経営体（認定農業者または集落営農組織）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営継承が確実であること(誓約書提出)</li> <li>・ 作業日報、賃金台帳を整備すること</li> <li>・ 経営体別の要件 個人：家族協定、労務計画を立てること 集落：集落協議、労務計画を立てること 法人：雇用契約を結ぶこと</li> </ul>

手続き	支援内容
<p>就農前 <b>提出書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就農計画書</li> <li>・ 補助金交付申請書</li> </ul> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誓約書 (既継承の場合、それを証する書類)</li> </ul> <p>農業委員会へ提出</p> <p>↓</p> <p>審査会の実施 ～ 認定</p> <p>↓</p> <p>就農後 <b>提出書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就農状況報告書</li> <li>・ 補助金実績報告書</li> <li>・ 確定申告(写)または所得課税証明書</li> <li>・ その他任意様式で提出 →賃金台帳、家族協定、雇用契約書等</li> </ul>	<p>①研修等の受講料の1/2を補助、助成限度額2万円</p> <p>②営農に必要な農機具の購入および修繕経費の1/2を補助、助成限度額25万円</p> <p>③鳥獣害の被害防止柵設置経費の1/2を補助、助成限度額5万円</p> <p>④耕作放棄地等の復旧工事と土壌改良の経費の1/2を補助、助成限度額25万円</p> <p>※補助金上限25万円（①～④の合計） ※原則、1経営体につき1補助</p>

※就農後は、就農状況報告書を提出します。なお、報告書には、1年間の実績に対する地係の農業委員、農家組合、土地改良区の意見書を必要とします。

※既に経営継承している場合、就農（継承）後、1年以内の申請は可とします。



詳しい内容や提出書類の様式は、鯖江市ホームページから取得できます。

# クマによる人身事故に注意!

10月7日、南越前町にて住民がクマに頭を噛まれる事故が発生しました。

今秋はドングリの作柄が凶作であるため、エサを求めてクマが人里に大量に出没する可能性が高く、十分注意が必要です。

## クマに遭遇しないために

- ◆山林近くの見通しの悪い場所には立ち入らない。
- ◆入山する地域のクマ出没状況を事前に確認しておく。
- ◆鈴やラジオなど音が出るものを携帯する。

## クマを引き寄せないために

- ◆山際の草刈りを行い、見通しを良くする。
- ◆山林近くに野菜(残渣)を放置しない。
- ◆人家近くのカキ、クリ等は早めに収穫(撤去)する。

## クマに遭遇してしまったら

- ◆とにかく落ち着き、騒がず、ゆっくり後退する。子グマの場合は近くに親グマがいる可能性があるので注意する。
- ◆攻撃が避けられないときは、地面に伏せ、両手で首の後ろをガードして頭と首を守る。

## クマを目撃した場合

万が一クマを目撃した場合は、鯖江市役所までご連絡いただき、できるだけ詳しい情報をお知らせください。

## クマ出没情報をメールで受け取る方法

鯖江市では丹南ケーブルテレビのライフラインメールシステムを活用し、クマ出没情報を随時配信しています。簡単に登録できますので、身の安全のためにもぜひご登録ください。

(<https://message.t-catv.co.jp/>)



## 過去のクマ出没情報を確認する方法

福井県が運用するツキノワグマ出没情報システムから過去の出没情報が確認できます。お出かけ予定地の出没状況の確認にご利用ください。(<https://tsukinowaguma.pref.fukui.lg.jp/>)



<問合せ先> 鯖江市産業環境部農林政策課 (TEL:0778-53-2233)  
鯖江市鳥獣害のない里づくり推進センター (TEL:0778-51-2110)  
夜間・休日の場合 鯖江市役所 (TEL:0778-51-2200代)



# NOSAIの 収入保険に加入しましょう!

## 収入保険は…

※青色申告を行う農業者であることが要件となります。

- ① 保険期間の**農作物の販売収入全体**を補償します。
- ② 収入減少となる、**ほぼ全ての要因**が補償の対象となります。
- ③ 収入が**基準収入の9割**を下回った場合、**下回った額の9割**を補てんします。  
(補償限度) (支払率)

## 収入保険は補償範囲の広さが魅力!

収入が減少する要因は様々です。これらに対応できる農業保険、それが収入保険です!

### 自然災害で減収



### 市場価格が下落



### 災害で作付不能



### 病気で収穫不能



### 倉庫の浸水被害



### 取引先の倒産



### 盗難や運搬中の事故



### 為替変動で大損



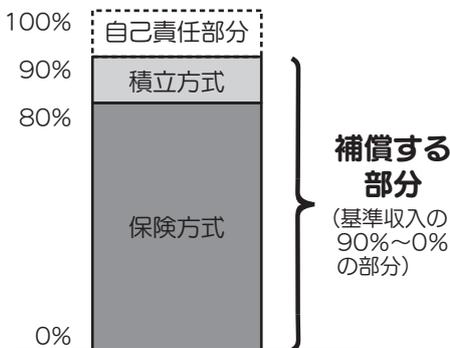
※捨て作りや故意による安売り等は対象になりません。

## 収入保険の補償は大きくて安心!

### 収入保険のメリット

- ① 収入が基準収入に対し1割以上を下回った場合に補償が行われます。
- ② 収入が0%にまで下がっても、補償が行われます。 ※最高の補償割合を選択した場合

基準収入に対し、補償の対象となるのは…



基準収入は、原則、過去5ケ年の実績を平均して設定しますが、経営面積が拡大している 又は 収入が増加傾向にある農業者については、**特例があり、より現実に近い基準収入の設定が可能です。**一度、NOSAIでお見積もりしてみてもいかがでしょうか。



収入保険に関するご質問など、お気軽にお問い合わせください。

**NOSAI 福井 丹南グループ TEL : (0778) 53 - 2704**

# 2020農林業センサスにご協力ください

来年2月、全国で農林業に関する統計調査が行われます。この調査は5年ごとに農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人を対象に調査を実施しております。

調査員が皆様のご自宅等へお伺いすることもあります。ご協力のほどよろしくお願ひします。

### ■調査期間

令和元年12月中旬から令和2年2月中旬(予定)

### ■農林業センサスの主な調査項目

経営面積、農作物の作付面積、農産物の販売金額、農作業受託の状況など

### ■調査方法

統計調査員が農林業を営んでいる農家や法人の皆様の元へお伺いし、聞き取り等により調査対象客体の判定を行います。調査客体となった皆様に対して、調査票の記入をお願いし、ご記入いただいた調査票を統計調査員が回収します。(オンラインでの回答も予定しております)



## ～農地よろず相談会～

転用・相続など農地に関するさまざまな問題についての相談会を開催します。

なお、準備の都合上、事前申込みが必要です。開催日当日の申込みはできませんので、ご了承ください。

開催日時	申込期限
11月14日(木) 午後2時～5時	11月7日(木) 午後5時
12月12日(木) 午後2時～5時	12月5日(木) 午後5時
1月16日(木) 午後2時～5時	1月9日(木) 午後5時
2月13日(木) 午後2時～5時	2月6日(木) 午後5時
3月12日(木) 午後2時～5時	3月5日(木) 午後5時

場 所 アイアイ鯖江2階相談室  
 相 談 員 司法書士 孝久忠央 氏  
 申込方法 電話またはファックスで農業委員会事務局まで

鯖江市農業委員会事務局(農林政策課内)

## ○農業委員会・農政カレンダー○

(日程は予定であり、変更となる場合があります)

令和元年

11月 28日 第11回農業委員会総会

12月 25日 第12回農業委員会総会

令和2年

1月 15日 ふるさと鯖江の料理を楽しむ会  
28日 第1回農業委員会総会

2月 28日 第2回農業委員会総会

3月 25日 第3回農業委員会総会

農業委員会では、農地の売買、貸借による権利の異動や利用権の設定、相続の届出など様々な農地に関するご相談を受け付けております。

農地の異動や利用権を設定する場合には、農業委員会の許可が必要となりますので、農業委員会までご相談ください。

- 毎月の申請締め切りは、毎月10日です。
- 概ね申請から許可まで1か月かかります。(内容によっては2か月程度かかることもございます)
- 申請に必要な書類を確認するためにも、締め切り間際にならないようお早めにご相談ください。